

種の保存法に基づく保護増殖事業の認定について

1. 保護増殖事業計画

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法）では、絶滅のおそれのある野生動植物を「国内希少野生動植物種」に指定し、捕獲及び譲渡し等を規制することで種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種のうち、個体の繁殖の促進、その生息地・生育地の整備等を図る種について、国（環境省及び関係省庁）は保護増殖事業計画を定めることとしており、現在は49種において計画が策定されている。

2. 保護増殖事業の確認及び認定

国以外の主体が保護増殖事業を実施する場合には、各主体の事業計画が国の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の確認（地方公共団体の場合）又は認定（その他の者の場合）を受けることができる。

確認又は認定を受けた保護増殖事業として実施する場合、対象とする国内希少野生動植物種の捕獲及び譲渡し等の規制が適用除外となるなど、国の保護増殖事業と連携した取組の促進を図ることができる。

■種の保存法（抜粋）

（保護増殖事業計画）

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

- 2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

（略）

（認定保護増殖事業等）

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

- 3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

保護増殖事業確認・認定一覧

種名	確認・認定者	確認・認定年月
イタセンパラ	大阪市（水道記念館）	平成 17 年 7 月
シマフクロウ	釧路市（釧路市動物園）	平成 18 年 4 月
レブンアツモリソウ	礼文町（高山植物培養センター）	平成 18 年 11 月
イタセンパラ	氷見市	平成 19 年 3 月
ツシマヤマネコ	東京都井の頭自然文化園	平成 19 年 4 月
イタセンパラ	大阪府（大阪府環境農林水産総合研究所 水生生物センター）	平成 21 年 8 月
トキ	石川県（いしかわ動物園）	平成 21 年 12 月
ツシマヤマネコ	佐世保市（西海国立公園九十九島動植物園）	平成 22 年 3 月
シマフクロウ	根室市	平成 22 年 4 月
ツシマヤマネコ	福岡市（福岡市動物園）	平成 22 年 4 月
トキ	出雲市	平成 22 年 10 月
ツシマヤマネコ	横浜市（よこはま動物園）	平成 23 年 4 月
ツシマヤマネコ	富山市（富山市ファミリーパーク）	平成 23 年 4 月
アカガシラカラスバト	東京都（恩賜上野動物園、多摩動物公園）	平成 23 年 4 月
ツシマヤマネコ	盛岡市（盛岡市動物公園）	平成 23 年 6 月
ツシマヤマネコ	沖縄市（沖縄こども未来ゾーン）	平成 23 年 6 月
トキ	国立大学法人新潟大学	平成 23 年 9 月
ツシマヤマネコ	名古屋市（東山動物園）	平成 23 年 9 月
トキ	長岡市	平成 23 年 10 月
ツシマヤマネコ	京都市（京都市動物園）	平成 24 年 3 月
ツシマヤマネコ	対馬市	平成 24 年 6 月
アホウドリ	東京都	平成 24 年 10 月
トキ	佐渡市	平成 25 年 4 月
ヤンバルクイナ	国頭村	平成 25 年 8 月
ツシマヤマネコ	公益社団法人 日本動物園水族館協会	平成 26 年 12 月
シマフクロウ	公益財団法人 日本野鳥の会	平成 27 年 2 月